

騒音防止対策 (建設作業の騒音)

福島県

福島県では、「騒音規制法」「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、建設工事の作業場から発生する、騒音の防止に関する取り組みを行っています。

1 建設作業から発生する騒音の規制

(1) 騒音規制法による規制

騒音規制法では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものを「特定建設作業」といいます。特定建設作業は、別表1に示す8つの作業になります。

指定地域内において、当該作業（特定建設作業）を施工しようとする者は、規制の対象になります。

(2) 福島県生活環境の保全等に関する条例による規制

福島県生活環境の保全等に関する条例では、住民の生活環境を保全するため、建設作業騒音規制地域において、騒音指定建設作業に伴って発生する騒音を規制しています。

騒音指定建設作業は、別表1に示すとおり騒音規制法の特定建設作業と同じ作業を定めています。

2 建設作業の実施の届出

規制地域区内で特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする場合は、当該作業の開始の日の7日前までに、所定の事項を市町村長に届出なければなりません。

(ただし、災害その他の非常の事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は除く。)

3 規制地域

(1) 騒音規制法に基づく規制地域

騒音規制法に基づく規制地域を有する市町村及び、その区域区分は次のとおりです。

騒音規制法に基づく規制地域を有する市町村

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	田村市	泉崎村	柳津町	富岡町	
本宮市	鏡石町	矢吹町	会津美里町		
	石川町				

騒音規制法による規制地域の区域区分

区域の区分	規制地域の範囲
第1号区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80m以内の地域
第2号区域	騒音規制法に基づく指定地域のうち、第1号区域を除く区域

国土地理院承認 平14総複 第149号



騒音規制法に基づく規制地域を有する市町村

白地図「KenMap」の地図画像を編集

福島県

(2) 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域

条例による建設作業騒音規制地域は、県内全域において（騒音規制法に基づく規制地域は除く。）学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲80m以内の地域のみ規制を行っています。

4 特定建設作業と騒音指定建設作業の種類

騒音規制法による特定建設作業及び、福島県生活環境の保全等に関する条例による指定建設作業の種類は次のとおりです。

別表1 騒音規制法による特定建設作業及び、県条例による指定建設作業

	建設作業	作業内容	
騒音規制法による特定建設作業	福島県生活環境の保全等に関する条例による騒音指定建設作業	くい打機、くい抜機又は、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん式、圧入式くい打くい抜機、くい打機をア - スオ - ガ - と併用する作業を除く。
		びょう打機を使用する作業	
		さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。
		空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。ただし、さく岩機の動力として使用する作業を除く。
		コンクリ - トプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリ - トプラントにあつては、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。 アスファルトプラントにあつては、混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリ - トプラントを設けて行う作業を除く。
		バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
		トラクタ - ショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
		ブルド - ザ - を使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る

5 騒音の規制基準

(1) 騒音規制法による規制基準

特定建設作業、指定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は次のとおりです。
 なお、当該作業がその作業を開始した日に終了する場合は除きます。

騒音規制法による特定建設作業規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間 に関する基準	作業期間 に関する基準	作業日 に関する基準
第1号区域	85 デシベル	7時～19時の 時間内である こと	1日10時間 を超えない こと	連続6日を 超えないこと	日曜・休日 でないこと
第2号区域		6時～22時の 時間内である こと	1日14時間 を超えない こと		

(注) 災害等の事態、人の生命等の危険防止等についての作業を除く。

福島県生活環境の保全等に関する条例による指定建設作業規制基準

敷地境界に おける基準	作業時刻に 関する基準	作業時間 に関する基準	作業期間 に関する基準	作業日 に関する 基準
85デシベル	7時～19時の 時間内 であること	1日10時間 を超えない こと	連続6日 を超えない こと	日曜・休日 でないこと

(注) 災害等の事態、人の生命等の危険防止等についての作業を除く。

6 改善勧告及び改善命令

特定建設作業、指定建設作業において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その周辺の生活環境を損なう恐れがあると認められる場合、市町村長（騒音規制法に基づく規制地域を有しない町村については知事）より、騒音防止の方法の改善又は作業時間の変更について勧告受ける場合があります。

また、改善勧告に従わず建設作業を行っているときは、騒音防止の方法の改善又は作業時間の変更について改善命令を受けます。